

## 総則グループ検討内容

(平成19年9月15日グループワーク用)

### 2 目的

この条例は、前文に掲げる基本理念に基づき、北本市の自治の主役である市民と、市議会、市の執行機関である市長及び市職員が各々の責務を明らかにし、住民自らが参画し、情報を共有し、協働することにより、住民自治のもと、安心して生活ができる北本市の実現を図ることを目的とする。

#### <議論>

- (1) 全体としての条文がまとまり、全体の骨格が明確化しないとまとめられないものである。
- (2) あまり説明を長い条文にすべきではないのでは。
- (3) 「機能」「責任」か「役割」「責務」等の文言の整理が必要。

#### <まとめ>

- (1) 前文の内容は、条例の目的も表現しているため、条文としての目的規定では、この条例の目指す内容を簡潔に示す。
- (2) この条例の目指す最終目的は
  - ① 自治の実現  
(例示) 住民自治の実現を図る。
  - ② まちの実現  
(例示) 自立した地域社会を実現する。  
協働によるまちづくりを推進する。
  - ③ 自治の実現+まちの実現  
(例示) 地方自治の本旨に基づく自治を実現し、自立した地域社会を実現する。この条文案では、自治の実現を「各々の責務を明らかにし、情報を共有し、協働することにより、住民自治のもと」と表記。まちの実現を「安心して生活ができる北本市の実現」と表記した。
- (3) 条例全体を通じ、条例内容と目的にぶれがないか調整することが必要になる。

### 3 定義

この条例における用語の定義は当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者、市内で働く者、学ぶもの及び事業者。
- (2) 事業者 市内で営利または非営利その他の事業活動を行うもの。
- (3) 協働 市民、市議会及び市の執行機関がそれぞれの役割と責任のもとに対等の立場で課題の解決に向け、協力することをいう。
- (4) 執行機関 市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会をいう。
- (5) 参画 企画立案から実施、評価に至るすべての過程に参加し、意思決定にかかわることをいう。
- (6) 住民自治推進市民委員会 市民が市政参加を行う一つ的手段として設ける市民代表による委員会をいう。
- (7) コミュニティ 地域社会を形成する組織及び集団

#### <整理>

- (1) 定義として考えられるものについて、例示した。
- (2) 各条文ができあがった段階で、定義すべき用語及びその内容について、調整し、確定する。
- (3) 「情報の共有化」や「コミュニティ」など、調整の上で定義が必要となってくるものについては、その都度規定していく。
- (4) ほかのグループの内容を確認したところ、市民に事業者を入れることの必要性、コミュニティを定義することの必要性がある。

#### <まとめ>

- (1) 条例全体を通じ、用語の使用方法が、ここでの定義と別の意味で使われていないか確認が必要になる。

この条例中、市民に固定資産所有者が入っているか等

- (2) 同じく全体を通じ、定義すべき用語が他にないか確認が必要である。

## 4 基本原則

- 1 市民、市議会及び市は、まちづくりに関する情報を積極的に公開し、共有するものとする。
- 2 市民は、市政に関わる企画立案、意思決定、実施及び評価、条例の制定改廃等あらゆる過程において、主体的に参加するものとする。
- 3 市民、市議会及び市は、それぞれの役割を踏まえ、協働するものとする。

### <議論>

- (1) 基本原則について、情報の共有・参画・協働の3つは必要であるとの意見で一致。
- (2) 現在仮置きしている前文に基本理念を明確にした上で、基本原則を定めなくてはならない。
- (3) 上記1～3までのほか、市民参加をより具体的に実行するための手段として、市民代表による住民自治推進市民委員会（仮称）の設置、法令の自主解釈権について、条例内に規定が必要であるということについて意見が一致。
- (4) 住民自治推進市民委員会（仮称）の設置は、市民の参画、協働の観点から不可欠なものである。

### <まとめ>

- (1) ここで定めた情報共有の原則、参加の原則、協働の原則のほか、住民自治の原則、地域尊重の原則などが想定される。  
住民自治をほかの3つの原則と同列では考えにくい、基本理念に相当する部分と考えられ、前文に委ねることとする。  
地域尊重の原則は、大和市の法令の自主解釈や地域の個性や資源を活かすことを原則として定義することが考えられるが、本条例では、3つの原則でよいのではないかと結論付けた。
- (2) 基本理念と基本原則の整理  
基本理念をまちづくりを進めるための基本的な考え方、基本原則をまちづくりの具体的な進め方と整理したうえで、基本理念を前文で明らかにし、条文としては、基本原則を定めることとした。

## 2 6 総合計画に基づく行政運営

1 市は、総合計画に基づいた計画的なまちづくりを実施するものとする。

削除 市民グループの条文に統合

2 市は、総合計画の策定に当たっては、事前に案の公表を行い、市民の意見を求めるものとする。

3 市は、住民自治推進市民委員会を招集し、市民から提出された意見の適否判断について 意見を聴取することができるものとする。

4 市は、提出された市民の意見に対する採否の結果と、理由を公表しなければならない。

<議論>

2～4は意見公募手続とダブル部分があれば必要がない。

市民グループの内容を確認したところ、2～4は、16（総合計画等の策定における参加・協働）での位置づけがあるので、ここからは削る。

## 2 8 総合的な行政サービスの提供

市は、市民の行政に対する要望を的確に捉え、これらに対処するために横断的な組織体制の構築に努め、市民の要望する行政サービスの提供に努めねばならない。

<議論>

他の規定で同旨の内容が読み取れるものがあれば、他条項と合体できる余地がある。

## 3 2 この条例の検討・見直し

市は、この条例を社会、経済情勢の変化等に対応させるため、5年を超えない期間ごとに検証及び見直しを行うものとする。

<議論>

(1) 見直しの時期を規定する必要はあるのではないか。見直さなくなる可能性がある。

(2) 見直しの時期を何年ごとにするか。

5年を超えない程度ぐらいが適当では。

### 3 3 この条例の位置づけ

この条例は、市政運営の最高規範であり、他の条例、規則等の制定改廃に当たっては、この条例を最大限に尊重しなければならない。

#### <議論>

- (1) 本規定の位置づけについて、本条例の前半部分に規定していくべきではないか。
- (2) 本規定を定めることにより、既存の他の例規の見直しが必要となり、本条例の趣旨に反するものについては、見直しを行う必要がある。

#### <まとめ>

- (1) 体系上の位置付けとしては、総則におくか、補則的な位置付けとするか。自治体の憲法として日本国憲法に沿うとするならば、補則的な位置となるが、重要な規定であり、総則的な位置付けとして条例の前のほうに設けておくほうが良いのではないか。第何章第何条等の整理は、行政サイドで条例化をするときに判断を任せる。
- (2) 自治基本条例と他の条例は、どちらも同じ条例であり、単に優劣をつけるには無理がある。そのため、解釈や運用のなかで最高法規性を確保することが必要で、条文としては、「最大限に尊重」と表現する。

#### 内容

- ① 既存の条例・規則等は、この条例に沿って改正する。
- ② 新たな条例・規則等の制定は、この条例と整合するように立法する
- ③ 個別条例・計画はこの条例に整合するよう解釈する。
- ④ この条例を具体化する条例・規則を制定する。
- ⑤ 市長、議会、議員、行政職員、市民は、この条例を尊重・遵守して活動する。

#### その他 条文化が考えられる項目

- (1) 危機管理体制の確立

市は、安全・安心なまちづくりをめざすとともに、緊急時に、総合的かつ機能的な活動が図れるよう、危機管理体制の確立に努めなければならない。

(2) 子どもの育成環境

市は、子どもが健やかに育つ環境をつくる責務を有する。

この 2 件に関しては、9月29日の市民グループ、総則グループ合同会議において、市民グループの意見に統合